

漁船用推進機関の販売基準の新旧対照表

改正	現 行
<p>第7 漁船用推進機関の販売基準</p> <p>14 海洋 第191号 平成14年3月29日</p> <p>(最終改正) 23 海洋 第78号 平成23年3月10日</p> <p>(社)海洋水産システム協会</p> <p>1. 適用範囲 (同 右)</p> <p>2. 定 義 (同 右)</p>	<p>第7 漁船用推進機関の販売基準</p> <p>14 海洋 第191号 平成14年3月29日</p> <p>(最終改正) 18 海洋 第242号 平成18年7月25日</p> <p>(社)海洋水産システム協会</p> <p>1. 適用範囲 本基準は、漁船用推進機関に適用する。</p> <p>2. 定 義 本基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「同型機関」とは、次のいずれをも満たすものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① シリンダブロック（シリンダ配列、シリンダ数、シリンダ間中心距離）が同一であること。 ② シリンダ直径が同一であること。 ③ 行程が同一であること。 ④ ディーゼル機関においては燃料噴射方式が同一であること。その区分は次の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 列型ポンプ、分配弁式、ユニットポンプ式 イ) コモンレール式 ウ) ユニットインジェクタ式、電子式ユニットインジェクタ式 ⑤ 電気点火機関においては燃料供給方式が同一であること。その区分は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア) キャブレター イ) 電子燃料噴射（EFI） ウ) 筒内直接噴射 ⑥ 動作サイクルが同一であること。 ⑦ シリンダライナの冷却方式が同一であること。 <p>また、機関を外部から購入し、自社の機関として販売する場合、購入先の機関が漁船用推進機関として届出されているときは、両社の当該機関は同型機関とする。</p> <p>(2) ディーゼル機関における「類似機関」とは同型機関と同一のシリンダブロックを使用する機関であって、次のいずれをも満たすものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (1)の④、⑥、⑦が同型機関と同一であること。 ② シリンダ直径又は行程が1mm以上相違していること。 <p>なお、同一シリンダブロックとはシリンダ配置、シリンダ数及びシリンダ中心間距離の全てが同一の</p>

3. 構造の基準
(同 右)

4. ディーゼル機関の計画出力（連続出力）の基準
(同 右)

ものをいう。

(3) 「総行程容積」はシリンダ数、シリンダ直径及び行程から算出し、単位はリットル(L)で、有効数字3桁で表す。

総行程容積の算出は、シリンダ直径及び行程はミリメートル(mm)を単位とし、小数点以下2位を切り捨て、小数点以下1位までを用い、円周率は3.1416とする。

3. 構造の基準

(1) シリンダライナ下部嵌合部寸法は、次式に示す数値以下であること。

機関の種類	シリンダ付型式	シリンダ直径	サイクル数	式
ディーゼル 機 関	湿 式	150 mm以下のもの	—	$D1 \leq D \times 1.23$
		150 mmを超えるもの	—	$D1 \leq D \times 1.30$
	乾 式	—	4サイクル	$D1 \leq D \times 1.08$
		—	2サイクル	$D1 \leq D \times 1.10$
電気点火 機 関	乾 式	—	4サイクル	$D1 \leq D \times 1.15$
		—	2サイクル	$D1 \leq D \times 1.20$

D1：シリンダライナ下部嵌合部寸法 (mm)

D：シリンダライナ直径 (mm)

(2) 類似機関のシリンダライナ下部嵌合部寸法は、同型機関に対して1mm以上変更しなければならない。ただし、既に届出がなされている機関およびこれと同型機関の連続出力、回転速度の変更の場合はこの限りでない。

(3) 過給機を有しない機関にあつては、過給機を取り付けることができないように、必要な措置を講じること。

4. ディーゼル機関の計画出力（連続出力）の基準

(1) 漁船法施行規則（平成14年4月1日施行、平成13年農林水産省令第153号）第1条第7項に規定する計画出力とは、同一製作所における同型機関のうち最大の連続出力の110%以内の数値（制限出力）をいい、連続出力とは、計画出力より下回った出力とする。

動力漁船の性能の基準（平成14年6月28日農林水産省告示第1210号）別表にいう推進機関の馬力数(キロワット)とは、それぞれ連続出力の上限値とする。

計画出力（連続出力）は、減速機（増速機）を装備する機関にあつては、減速機（増速機）端の出力とする。

(2) 連続出力は、使用用途に応じて設定できるものとする。

(3) 連続出力を表示する機関にあつては、漁船法施行規則（平成14年4月1日施行、平成13年農林水

産省令第153号)第1条第7項の規定により、燃料の最大噴射量(出力の110%以下)及び最大回転数(回転数の103.2%以下)を制限する装置を装備し、同装置が容易に変更が出来ないように封印を施すものとする。

- (4) 同型機関は、その最大の連続出力機関の属する階層より下位の階層に使用できないものとする。
ただし、20トン未満で2機2軸の場合、(5)の表における3階層下位以下または最下位に属する機関とする。
- (5) 各階層に許容される排気量は次のとおりとし、それぞれの値を超えて下位の階層に使用できないものとする。(平成14年6月28日 農林水産省告示第1210号)

トン数階層		推進機関の馬力数 (キロワット)	総行程容積 (リットル)
	4.0トン未満	330	10.0
4.0トン以上	6.0トン未満	450	14.0
6.0トン以上	10トン 未満	540	20.0
10トン 以上	15トン 未満	670	24.0
15トン 以上	20トン 未満	890	36.0
20トン 以上	30トン 未満	1,010	
30トン 以上	40トン 未満	1,130	

(注)1 改正前の馬力数については、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)付則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関に適用する。

2 大臣管理漁業は除く。(平成14年4月22日付け農林水産省告示第980号、同981号、同982号、同983号、同985号、同986号、同987号及び同988号参照)

5. 漁業調整用の推進機関の連続出力と排気量の規制

各都道府県が漁業調整のために推進機関の馬力数の制限を行っている漁業に従事する漁船に搭載する推進機関については、その制限の目的を考慮して、過大な計画出力の推進機関を搭載しないようにするため、法令による特段の規制がない場合は、規制の法馬力数と合わせて推進機関の総行程容積(以下、排気量という)を規制することとする。(別添 各都道府県における漁業調整のための馬力数制限についてを参照)
このため、規制の法馬力数(連続出力)に対し、搭載する推進機関の最大排気量は、旧法馬力数に該当する機関の最大排気量(L)を超えてはならないものとして、表に示す数値以下とする。

表：推進機関の法馬力数と排気量

5. 漁業調整用の推進機関の連続出力と排気量の規制

各都道府県が漁業調整のために推進機関の馬力数の制限を行っている漁業に従事する漁船に搭載する推進機関については、その制限の目的を考慮して、過大な計画出力の推進機関を搭載しないようにするため、法令による特段の規制がない場合は、規制の法馬力数と合わせて推進機関の総行程容積(以下、排気量という)を規制することとする。(別添 各都道府県における漁業調整のための馬力数制限についてを参照)
このため、規制の法馬力数(連続出力)に対し、搭載する推進機関の最大排気量は、旧法馬力数に該当する機関の最大排気量(L)を超えてはならないものとして、表に示す数値以下とする。

表：推進機関の法馬力数と排気量

漁船法馬力数 (キロワット)	総行程容積 (リットル)		備 考
	過給機付き機関	無過給機関	
10	—	*	
31	—	*	
37	—	*	
48	—	2.7	
50	—	2.7	
52	—	3.4	
56	1.8	3.4	
80	2.2	8.0	
93	—	8.0	
94	2.7	8.0	
110	—	8.0	
127	3.2	—	
143	6.5		
147	6.5		
160	8.0		
200	8.0		
220	8.0		
260	8.0		
330	10.0		
350	10.0		

新法馬力数	旧法馬力数	過給機付機関の 排気量	無過給機関の 排気量	備 考
10	(7)	—	*	
31	(10)	—	*	
37	12	—	*	
48	15	—	2.7	
50	18	—	2.4	
56 [52]	20	1.8	3.4	
80	25	2.2	4.9	
94 [93]	30	2.7	6.8	
127 [110]	35	3.2	8.0	
147	40	3.7	—	
200	45	4.2	—	
220 [143]	50	5.3	10.5	
260 [160]	60	6.5	14.0	
330	70	7.6		
350	(75)	↓		

370	10.0	
450	14.0	
480	14.0	
540	20.0	
670	24.0	

- 注記：① * は個別に検討。
 ② - は現時点では該当機関なし。
 ④ 過給機付機関は空気冷却器付を含む。

6. ディーゼル機関の計画出力（連続出力）の管理
 （同 右）

7. （同 右）

8. （同 右）

9. 機関製作所は下記の書類を社団法人海洋水産システム協会に提出するものとする。

- (1) 要目表（註：別紙様式-1、様式-2及び様式-3による）
- (2) 全体組立図
- (3) 横断面図
- (4) シリンダブロック詳細図
- (5) シリンダライナ下部嵌合部詳細図
- (6) 3.の(3)項が適用される機関は、過給機が取付けられない措置を講じた図
- (7) 性能曲線図（無負荷最大回転数を記入のこと）

370	80	9.0	
450	90	10.5	
480	100	11.0	
540	120	15.0	
670	160	18.5	

- 注記：① []は無過給機関。
 ② - は現時点では該当機関なし。
 ③ * は個別に検討。
 ④ 過給機付機関は空気冷却器付を含む。

6. ディーゼル機関の計画出力（連続出力）の管理

(1) 機関製造工場における管理

機関番号等の表示及び管理(平成14年7月31日付け14海洋第381号)

計画出力（連続出力）の確認は、日本工業規格に則って行い、機関本体（シリンダブロック）に機関番号を刻印し、別途定める管理銘板に所定の事項を打刻の上外観上見易い位置に貼付すること。機関製作所は管理責任者を置き、適切に管理する。なお、シリンダブロック等機関の主要構成部品を外部から購入し、自社の機関として製造販売する場合、刻印された機関番号とメーカー銘板の機関番号が異なる場合がある。この場合、機関製作所は両方の機関番号を一覧表によって管理し、定期的に社団法人海洋水産システム協会に報告しなければならない。

(2) 工場出荷後の管理支援

機関を整備又は修理した際に封印を解除した場合は、工場出荷時の記録に基づいて燃料の最大噴射量及び最大回転数を制限する装置を確認して封印するか、又は、燃料噴射ポンプの最大噴射量を燃料噴射量の計測装置を用いて計測し、銘板に表示した計画出力（連続出力）に相当した噴射量に制限装置を封印することになる。機関製造者は、管轄行政官庁及び都道府県からの要請により、適切に支援しなければならない。

7. 新たに漁船用推進機関を届け出る場合は、機関製作所の事業部門責任者が届け出るものとし、届け出機関は、量産販売機関に限るものとする。

8. 虚偽の届け出がなされた場合は、その機関並びに同一製作所の同型機関の届け出は失効するものとする。

9. 機関製作所は下記の書類を社団法人海洋水産システム協会に提出するものとする。

- (1) 要目表（註：別紙様式-1、様式-2及び様式-3による）
- (2) 全体組立図
- (3) 横断面図
- (4) シリンダブロック詳細図
- (5) シリンダライナ下部嵌合部詳細図
- (6) 3.の(3)項が適用される機関は、過給機が取付けられない措置を講じた図
- (7) 性能曲線図（無負荷最大回転数を記入のこと）

(注) (2)、(6)及び(3)、(4)、(5)は、それぞれ同一図面で提出してもよいものとする。

(8) 水産庁に提出した小型機関制限装置試験依頼書の写し(なお、「漁船法による推進機関の馬力数」(以下、「馬力数の本」という。)の第20付録の5. 制限装置説明図及び説明図内容と小型機関制限装置試験依頼書中の機構図との関連が分かる資料を含む。)

附 則(平成14年3月29日付け14海洋第191号)
本基準は平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月31日付け14海洋第380号)
本基準は平成14年8月1日から施行する。

附 則(平成15年6月30日付け15海洋第307号)
本基準は平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成16年2月23日付け16海洋第069号)
本基準は平成16年2月23日から施行する。

附 則(平成18年7月25日付け18海洋第242号)
本基準は平成18年7月25日から施行する。

附 則(平成23年3月10日付け 23海洋第78号)
本基準は平成23年4月 1日から施行する。

(注) (2)、(6)及び(3)、(4)、(5)は、それぞれ同一図面で提出してもよいものとする。

以 上

附 則(平成14年3月29日付け14海洋第191号)
本基準は平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月31日付け14海洋第380号)
本基準は平成14年8月1日から施行する。

附 則(平成15年6月30日付け15海洋第307号)
本基準は平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成16年2月23日付け16海洋第069号)
本基準は平成16年2月23日から施行する。

附 則(平成18年7月25日付け18海洋第242号)
本基準は平成18年7月25日から施行する。